ひのくに高等支援学校 生徒心得

本校生徒は、次のことがらを守り、ひのくに高等支援 学校の生徒としての自覚を持ち、誇りのある行動をとる。

第一章 規律・礼儀

- 1 本校生徒として恥ずかしくない態度や行動をとる。
- 2 他人に迷惑をかけるような言動や、人が嫌がること はしない。

第二章 通学

- 1 通学の際は、本校で定められた制服を着用し、交通ルールや公共交通機関でのマナーを守り、決まった経路で通学する。
- 2 登下校の時刻を守る。
 - (1)登校時刻:午前8時30分までには登校する。
 - (2)下校時刻:午後5時までには下校する。
 - (3)午後5時以降、学校に残る場合は担任や係の先生の許可を受ける。
- 3 自転車通学を希望するものは学校に届を提出し 許可を受ける。(現場実習のみで使用する場合も届 を提出すること)

第三章 学校生活

- 1 校舎への出入りは生徒昇降口とする。靴は定められた下足箱を利用する。
- 2 登校後、勝手に自宅や寄宿舎に戻らない。
- 3 学校内の公共物を大切にし、故意に破損したとき は弁償する。
- 4 自分の教室以外の教室には、許可なく出入りしない。

第四章 学習

- 1 授業開始時刻に遅れないように心がけ、自分の役割(係・掃除・日直等)には責任を持つ。
- 2 授業はまじめに受け、よそ見や私語などで他の人 に迷惑をかけない。

第五章 交友•交際

- 1 上級生・下級生・男女にかかわらず、プライベートゾーン、パーソナルスペースを守り、お互いに尊敬・尊重する。
- 2 けんかや乱暴な行為はしない。また、いじめは絶対に行わない。
- 3 交際は、お互いを尊重しあい、常に明るく清くある よう心がける。
- 4 他人の欠点を笑ったり、悪口を言ったりしない。また SNS (ライン、X 等) やインターネット上等へ、悪口や相手を傷つけるような (誹謗中傷) 書き込み、画像や動画の掲載をしない。
- 5 貴重品は担任に預け、友達同士での金銭・物品の貸し借りはしない。

第六章 校外生活

- 1 危険なところや18歳未満の出入りが禁止されている場所へは出入りせず、19時までには帰宅する。
- 2 外泊する場合は、保護者の許可を得ること。
- 3 アルバイトは2年生からとし、保護者から許可願を提出して校長の許可を得る。
- 4 各種大会や競技会等(文化・体育行事等)に参加するときは、担任に知らせ、保護者の責任において参加する。
- 5 原付バイク・自動車の免許を取得する者は、校長に届を提出し、保護者の責任において行う。 (免許取得は3年生からとし、規定は別に定める)
- 6 法に触れる行為(犯罪行為)をしない。 (万引、暴力行為、刃物の所持、盗撮、喫煙、飲酒、危険薬物使用、公職選挙法に違反する行為など)

第七章 所持品

- 1 生徒手帳、生徒証明書は所持する。
- 2 刃物その他危険物は学校に持ち込んだり、所持した りしない。
- 3 必要以外の金銭(必要最低限とする)や物品を学校に持ってこない。

第八章 頭髮・服装

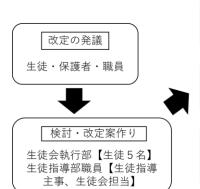
- 1 身だしなみ(頭髪・服装)については、就労面接を受けるにふさわしい身なりにする。
 - ・(スカート) ひざ丈程度の長さ。
 - ・(ズボン) すそを踏まない程度の長さ。
 - ・(ベスト)学校指定のベストを着用。
 - ・(防寒着・マフラー等)色・長さ等については安全面に配 慮し、制服に適した黒、紺、ベージュ、グレーなど落ち着 いた色合いを基本とする。
 - (インナーシャツ)シャツから透けず、首や襟元からはみ出 さないものを着用する。
 - 2 教育活動に参加する場合は、すべて本校で定めら れた服装とする。
 - ・制服: 気候等に応じて夏服、冬服、中間服を着用し、TPO (時間・時期、場所、状況等)に応じた服装とする。 (移行時期は別途通知する)
- 3 制服は学校指定のものを着用し、男子はスラックス型、女子はスカート型として限定せず、生徒本人の意思を尊重し、性別に関係なく選ぶことができる。

第九章 政治的活動等

「政治的活動等」とは、例えば「〇〇候補・△△党に投票して」と人に頼んだり(選挙運動)、「〇〇候補を一緒に応援して」と人に誘ったりする(政治的活動)ことである。

- 1 本校生徒としてしっかり選挙について学び、公職選 挙法などの決まりを守る。
- 2 公職選挙法違反になるような行為はしない。

生徒心得改定の流れ



生徒 全生徒へ改定理由の 説明、意見集約

職員

全職員へ改定理由の 説明、意見集約

保護者

全保護者へ文書で 改定理由の説明、 意見集約

最終改定案作り

生徒会執行部、 生徒指導部職員で 各グループから出た 意見を集約し、 最終改定案を 作成する

必要に応じて再度、 生徒・職員・ 保護者に説明

校長決裁

決裁後、 生徒・保護者・ 職員に周知

ホームページ掲載

令和「ひのくに スマホルール」

- 第1条 大切なプライバシー 「大丈夫?あなた自身のプライバシー」
 - ・不安やトラブルがあればスクリーンショットをとって大人に相談する。
 - ・自分の個人情報(顔写真・住所・ID等)を載せる場合は、保護者の許可を得て載せる。
 - ・大事なことは直接会ってから話す。
- 第2条 私達の人権 「リスペクト!画面の向こうの大切な人!」
 - ・自分が言われて嫌なこと(うわさ話・秘密・ウソ)は書き込まない。
 - 仲間はずれにしない。
- 第3条 生きるための生活習慣! 「考えて!学ぶ基盤の生活習慣!」
 - ・家庭でのスマホルールを決めて、守る。
- 第4条 判断力(自己選択・自己決定・自己責任) 「ちょっとまて、送信ボタンを押す前に!」
 - ・送る前に見直して送る。
 - ・誤解されるような文章を送らない。
 - ・他人の個人情報(顔写真など)を勝手に載せない。
 - ・記号(!?)や顔文字、スタンプを入れて、気持ちが伝わる文章で送る。
- 第5条 自分のスマホルール 「考えて!自分ができるルールとマナー」

【保護者と話し合って決めた家庭のルールを書き込もう】